

運搬車両一覧

令和4年4月18日現在

No.	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ	札幌100か36-84	9,700	ニセコ環境(株)	
2	脱着装置付コンテナ 専用車	札幌100か74-02	10,400	ニセコ環境(株)	
3	セミトレーラー	札幌 12を 33	24,250	ニセコ環境(株)	
4	トラクタ	札幌100か84-43	42,300	ニセコ環境(株)	
5	トラクタ	札幌130あ 7-45	38,960	ニセコ環境(株)	
6	ダンプセミトレーラ	札幌130い 7-45	20,800	ニセコ環境(株)	
7	セミトレーラー	札幌100え42-64	15,500	ニセコ環境(株)	
8	ダンプ	札幌130あ46-53	10,600	ニセコ環境(株)	
9	キャブオーバ	札幌130あ36-76	7,500	ニセコ環境(株)	
10	バン	札幌401さ 2	400	ニセコ環境(株)	
11	キャブオーバ	札幌483な 5	350	ニセコ環境(株)	
12	キャブオーバ	札幌100き57-60	7,500	ニセコ環境(株)	
13	ダンプ	札幌100ち66-50	3,500	ニセコ環境(株)	
14	ダンプ	札幌100つ18-90	3,900	ニセコ環境(株)	
15	ダンプ	札幌100き79-83	7,900	ニセコ環境(株)	
16	ダンプ	札幌100き81-79	9,000	ニセコ環境(株)	
17	ダンプ	札幌100き82-95	8,000	ニセコ環境(株)	
18	清掃車	札幌800は40-38	9,180	ニセコ環境(株)	
19	キャブオーバ	札幌100き91-39	7,000	ニセコ環境(株)	
20	セミトレーラー	札幌100え58-05	21,900	ニセコ環境(株)	
21	脱着装置付コンテナ 専用車	札幌100き94-90	10,700	ニセコ環境(株)	
22	キャブオーバ	札幌101か 74	7,000	ニセコ環境(株)	
23	バン	札幌400ふ74-39	400	ニセコ環境(株)	
24	バン	札幌400ふ74-40	400	ニセコ環境(株)	
25	バン	札幌400ふ74-41	400	ニセコ環境(株)	
26	キャブオーバ	札幌400ふ97-44	1,500	ニセコ環境(株)	
27	キャブオーバ	札幌401わ30-54	1,500	(株)アクティオ	
28	バン	札幌400ほ 6-05	900	ニセコ環境(株)	
29	バン	札幌408そ 1	400	ニセコ環境(株)	
30	キャブオーバ	札幌100て27-54	2,000	ニセコ環境(株)	
31	バン	札幌400ね71-71	1,000	ニセコ環境(株)	
32	脱着装置付コンテナ 専用車	札幌101か 6-29	10,700	ニセコ環境(株)	
33	キャブオーバ	札幌101か13-72	6,800	ニセコ環境(株)	
34	キャブオーバ	札幌100て55-15	3,000	ニセコ環境(株)	

35	キャブオーバ	札幌100て55-21	2,000	ニセコ環境株
36	キャブオーバ	札幌400ほ98-11	2,000	ニセコ環境株
37	ダンプ	札幌101か22-45	7,900	ニセコ環境株
38	キャブオーバ	札幌100て90-36	2,500	ニセコ環境株
39	塵芥車	札幌800は49-07	5,800	ニセコ環境株
40	塵芥車	札幌800は49-08	5,800	ニセコ環境株
41	キャブオーバ	札幌400ま55-83	1,500	ニセコ環境株
42	バン	札幌101か33-15	5,000	ニセコ環境株
43	キャブオーバ	札幌107か88-88	6,700	ニセコ環境株
44	キャブオーバ	札幌100ひ12-83	4,850	ニセコ環境株
45	キャブオーバ	札幌480た30-74	350	ニセコ環境株
46	バン	札幌400み43-85	1,000	ニセコ環境株
47	ダンプ	札幌130か18-30	8,300	ニセコ環境株
48	キャブオーバ	札幌101か45-79	6,600	ニセコ環境株
49	ダンプ	札幌101か46-44	9,200	ニセコ環境株
50	ダンプ	札幌100と8878	3,000	ニセコ環境株
51	ダンプ	札幌101か4944	8,300	ニセコ環境株

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権限のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉾さい」、「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。)
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。